

養子縁組で節税あり？

相続対策 最高裁が可否判断へ

相続対策で結んだ養子縁組は有効か、最高裁が初の司法判断を示すことになった。節税として広く行われているとされるが、これまでの裁判では「有効」「無効」が分かれていた。最近では相続税の増税で節税策への関心が高まっており、最高裁の結論が注目されている。

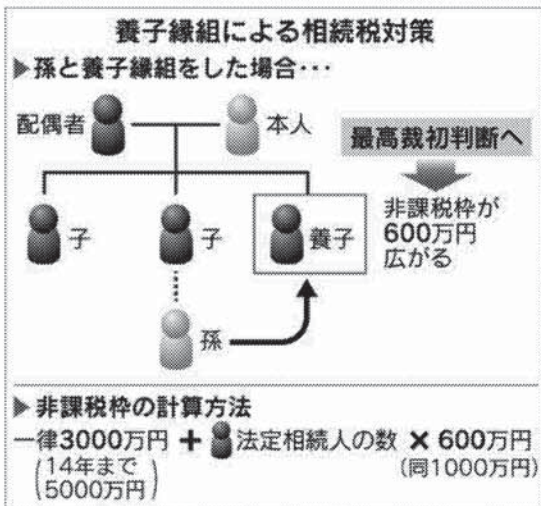
富裕層でじわり浸透

最高裁で審理されるのだった福島県の男性(当時前年に長男の息子である孫と結んだ養子縁組が有性は、2013年に亡くな82)のケース。亡くなる性の長女らが「養子縁組

は無効」として提訴した。12年当時、相続する財産のうち相続税が課税されない「非課税枠」(基礎控除)は一律5千万円をベースとして、法定相続人1人あたり1千万円以上乗せられる仕組みだ。上の相続のうち、約4割が養子縁組を結んでいた

子供3人なら非課税枠は8千万円。孫を養子にして相続人が4人になると非課税枠は9千万円に広がる。相続税法の規定では、養子縁組で相続人にできる人数は実子がいれば1人、実子がなければ2人に限られる。無制限に非課税枠を広げることができないが、後継ぎになり得る孫や、子の配偶者を養子として節税を図るケースは珍しくない。

税理士法人レガシィ(東京)の調べによると、15年の課税価格5億円以上の相続のうち、約4割が養子縁組を結んでいた。今回の事件は、最高裁が初の司法判断を示すことになった。節税として広く行われているとされるが、これまでの裁判では「有効」「無効」が分かれていた。最近では相続税の増税で節税策への関心が高まっており、最高裁の結論が注目されている。



相続税対策 高い関心

2015年1月の税制改正で相続税が課税されない非課税枠(基礎控除)は「一律5千万円+法定相続人1人あたり1千万円」から「一律3千万円+法定相続人1人あたり600万円」に縮小した。首都圏などを中心に課税対象者が増えた。

課税対象者が増加 関連セミナー活況

護士は「複数の税理士を回って相談するよう人が目立つなど、相続税対策への関心は高まっている」と指摘する。

首都圏を中心に相続税対策の相談に応じる「ランドマーク税理士法人」(横浜市)によると、15年に扱った相続税の申告件数は14年の1.5倍となり、今年はその

さらに増加している。相続税対策に関するセミナーが、すく満足になる地域もあるという。

今回審理される養子縁組も広く行われていることから関心は高い。

松本弁護士は「養子縁組を有効とする実務に沿った判断になる可能性が高い。縁組が無効となる養親・養子関係の線引きを示すのかどうか注目される」と話

「無効」とした二審判決が見直される可能性がある。

最高裁第3小法廷(木内道祥裁判長)は11月1日、上告を受理し、12月20日に双方の意見を聞く弁論を開くことを決めた。通常、弁論は二審の結論を変更するときに行われるため、「無効」とした二審判決が見直される可能性がある。